

平成19年第7回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成19年12月19日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（瀬川治男君）

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 後藤壽太郎君と15番 上谷政明君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（瀬川治男君）

これより日程第2、昨日に引き続き、市政一般に対する質問を行います。

4番 臼井悦子君の発言を許します。

○4番（臼井悦子君）

おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、1点、保育園の施設建築について質問させていただきます。

東南海地震の発生が予想されている近年、新潟中越地震に次いで、本年3月能登半島を襲った震度6強の大地震、また4月の三重県北部での震度5強と、地震災害が各地で発生しております。こういう不安な状況にあり、文部科学省では平成18年末までに、公立学校施設について耐震診断の要請がありました。本巢市におきましても、既に実施されていると思われまます。

さて、児童福祉法第1章第2条に、国及び地方公共団体の責任として、「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とありますが、当市児童福祉施設である保育園の児童の安全を図るということは、市の責務であるのは当然であります。特に建築年数を経て、現状況下大変心配される本巢保育園につきましても、旧本巢町が平成15年に耐震診断を受け、新築を要望する保護者の願いは高まっております。そこで市として、その建築計画はいかなるものか、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（瀬川治男君）

保育園の施設建設についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、保育園の施設建築につきましてお答えをさせていただきます。

保育園の施設建築につきましては、昨年12月、幼児教育に関する検討委員会より御提言をいただきました「認定こども園制度を活用しながら一元化を進めることが望ましい」を踏まえ、議員御指摘の本巢保育園を初め昭和40年代後半に建設された施設、糸貫東幼児園、本巢保育園、糸貫西幼児園の老朽化や、入所希望児童数の増加に伴う施設、真桑保育園、弾正保育園の狭隘化などに対応すべく、本年4月に職員によります幼児教育体制研究会を立ち上げ、施設整備の具体的な計画案などの研究を進めてまいりました。この研究結果につきましては、去る13日の議会全員協議会におきまして説明をさせていただきましたように、本巢保育園と本巢西保育園の2園を統合し、新たに建設する計画案を初め、糸貫地域の2幼児園の新築、真正地域の2保育園の増築などの計画案が示されています。今後は、この研究結果を踏まえ、施設整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

今、幼児教育の方の報告をいただきましたが、その中で、やはり本巢保育園につきましての建築というものはいつごろになるかということが大変心配されるところであります。また、その用地とか新しく新築される用地等につきましては、保護者の方たちと相談とかいろいろ話し合いをされて、そういう新しいものを建築するということが大変望ましいと思われませんが、その点につきましてはいかがなものかお尋ねいたします。

○議長（瀬川治男君）

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

お答えをいたします。

今後、新しく2園を統合し、1園としたいということ。そして、建設する場所につきましても、議員御指摘のように、保護者会等にも御説明をさせていただきながら今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

〔4番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

最後に、本巢市の幼児教育体制研究会が開かれまして、職員の皆様により熱心に取り組み先に向かって進まれること、また今後ますます3町1村の合併の意義を深めるためにも、行政が一丸となって大切な幼児教育に取り組んでいかれることを願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬川治男君）

続きまして、21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは、通告しております4件について質問をいたします。

まず第1点は、今後の市政に対する考えについてということでお伺いいたします。

今、臼井議員の質問にもあり、またそれに対する答弁にもありましたように、保育園、あるいは幼児園の施設整備が非常に今重要な課題になっています。そうした中で、市長が次期市長選への出馬も表明されております。そういう状況の中で、私はこの幼児体制の整備という、せんだって研究会の報告をいただきました。それを見ますと、来年度から24年の間に、全体を整備するという計画がなされています。そうしますと、基本的に次期市長の4年間の大きな事業になっていくだろうというふうに思います。

せんだっての全員協議会で市長が、いろんな課題がある中で、とにかく住民のニーズ、要望に沿った形で優先的にやるべきことはやっていきたいというような趣旨の発言をされたと思いますけれども、そのとおりだと思うんで、ちょうど1年前の12月議会でも、保育園・幼児園の施設整備について質問し、最優先の課題として取り組んでほしいということを申し上げました。それに対しては、優先的課題として取り組んでいくという答えをいただきました。そういう意味では、これからいろんな市政について取り組んでいく課題としてはさまざまあるとは思いますが、その中で財政状況、あるいは住民のニーズ、いろんな状況を考えてみたときに、やはり改めてこの保育園や幼児園の整備を最優先の課題として取り組んでいく、そのことのあらわれがこの研究会の報告だというふうに思っております。その点について、再確認の意味で市長の決意のほどをお伺いしたいと思います。

本来ならば、全般についてどういうお考えなのかということをお伺いすべきですが、今の段階で地位、あるいは昨日の大西議員の質問に対する答弁の中で残された課題みたいな形で市長が言及されましたので、そういったことをもし次回市長になられた場合にはやっぴこうとされているだろうというふうに解釈をいたしまして、特にこの幼児問題に関する点についてだけお伺いしておきたいと思っております。

次に、第2点から第4点について順次質問をいたしますが、その前に一言、今の国の政治のあり方について若干申し上げておきたいと思っておりますのは、今、毎日のように薬害肝炎の報道がされています。あるいは、原爆症認定問題についても報道がされています。こうした問題を見ておまして、本当に国の姿勢が弱者に冷たいなあということを改めて感じています。一刻の猶予もならない薬害肝炎、C型肝炎の患者に対しても、なかなか抜本的な改善策を講じようとなし、時間延ばしをしているというふうにしか思わざるを得ないような態度に終始しています。原爆症の認定問題につい

ても、一定の枠の拡大は図るという報告をいたしましたけれども、被爆者団体「日本被団協」というのがありますが、そこは集団訴訟などをして抜本的な見直しを求めています。それに対して、それぞれの六つの地方裁判所で勝利判決が出ていますが、国は控訴してなかなかそれを受け入れようとしない。そうこうしているうちに、ある新聞記事によりますと、昨年の3月から1年間の間に被爆者が8,000人亡くなったと。まさに国は、そうした対象者が日々亡くなっていくのを待っているのではないかというふうにも思わざるを得ないような冷たいやり方がなされています。そうした中で、国に対していろいろな制度の改善を市としても求めていくと同時に、市としてできることは積極的にやっていくということが求められていると思っています。そうした観点に立って、2番、3番、4番について質問をいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてであります。

来年4月から後期高齢者医療制度が始まろうとしています。しかし、これを決めた政府自身が、始まる前からその手直しや、あるいは一部凍結ということを出さざるを得なくなってきました。このことは、制度自体の欠陥を物語るものだというふうに思います。このことは介護保険制度が始まる時、あるいは障害者自立支援法が始まる時も同様でした。

今回のこの後期高齢者医療制度について言えば、いろいろな問題があります。その一つは、高齢者に新たな重い負担を強いる、そういう内容になっているということでもあります。始まる段階では比較的安く抑えられる保険料も、特に後期高齢者医療制度の場合は2年ごとの見直しが行われています。したがって、2年ごとにどんどんどんどん引き上げられていく、将来どうなってしまうかという不安を抱いている高齢者が少なくないと思います。

また、第2番目の問題として、特に強調しなければならないと思っていますのは、保険で受けられる医療が制限をされていくということでもあります。厚生労働省のホームページを見ておきますと、この後期高齢者医療制度の説明の中に、こういう文言があります。後期高齢者の心身の特性に応じた医療サービスを提供するんだと。後期高齢者の心身の特性というのは、一体何を意味するのか。言葉ずらだけ見ていると、そうかなというふうに思う部分もありますけれども、よく考えてみますと、これは高度な医療については保険の適用から除外する、いわゆる差別医療を進めるということにはほかならないと思います。つまり、お金のない人は高度な医療を受けることができないという状態になるわけでありまして。かつて1980年代、当時の自民党の政調会長はこう言いました。「乳牛は乳が出なくなったら屠殺場に送る。人間も働けなくなったら死んでいただくと大蔵省は大変助かる」というふうに、本当にひどいことを言いました。また、昔からよくあちこちで耳にしますのは、お年寄りに金を使うのは枯れ木に水をやるようなものだ、というひどいことも言われていました。まさにこの後期高齢者医療制度というのはそういうものではないか、そういう考え方を踏襲しているものではないかというふうに思わざるを得ません。こういう内容の制度だから国民の中に批判が巻き上がり、政府自身が制度スタート前に手直しや凍結を迫られるという状態になっているというふうに思います。

そこで、広域連合の議員でもある市長に、こうした状況を踏まえ制度の抜本的な見直し、改善を

求めていく、そうした立場で広域連合で頑張ってもらいたいというふうに思っています。岐阜県の広域連合のホームページを見ますと、厚生労働大臣に要望書を提出したという記事が載っています。10月11日に保険料負担増の凍結検討に対する要望書ということで5項目出されております。しかし、これらの内容は、今申し上げたような高齢者の不安にこたえる内容には残念ながらなっていません。したがって、さらなる改善を求めるという立場で取り組んでほしいということで、今回市長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に介護保険料、あるいは利用料の減免制度についてであります。

これについては、ことしの3月議会において、各種税金の市民負担がふえたということに関連して当時は総務部長にお伺いし、このことについては広域連合でぜひ対応してほしいというような答弁をいただきました。その後、もとす広域連合の議会で、じゃあ一体全体広域連合としてこのことをやるのかどうなのか、あるいはそれぞれの市町で対応してもらおうのかどうなのかということを改めて確認しましたところ、広域連合としては、上乘せ・横出しはやらないので、ぜひそれぞれの市町で考えてほしいというような答弁でございました。いつまでもこういうキャッチボールをやっても仕方ないんで、答弁をするに際しては市長も参画をされておられるので、内藤市長のお考えも、連合ではなくやるのであればそれぞれの市町でということだろうというふうに思いますので、改めてここでお伺いするわけであります。

介護保険の負担に加えて、後期高齢者医療で新たな負担が高齢者にのしかかってきます。このように、高齢者を取り巻く環境は一層厳しくなっています。もとす広域連合の介護保険のスローガンは、「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会を目指して」ということでもあります。本当に安心して長生きできるような社会をつくっていくためには、今、介護保険料、あるいは利用料の減免制度を考えていく時期だというふうに思っています。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

最後ですが、国民健康保険の資格証明書の問題についてであります。

これも6月議会で、資格証明書の発行基準の緩和を求めました。これに対し、他の自治体の例も参考にしながら、十分勘案して対応していきたいという答弁がございました。その後、いろいろと調べておりますと、こういう内容の文書が目に入りました。それは2005年2月15日付で、厚生労働省が国保課長名で各都道府県に通知した文書「収納対策緊急プランの策定等について」というものに対する解説文書が出されています。これも国保課長名であります。この「収納対策緊急プランの考え方と作成方法」という解説文であります。その中で、資格証明書についてこういうふうに述べています。資格証明書の発行基準は、機械的なものだけではなく、地域の状況や市区町村の政策課題を考慮し、具体的な例として、乳幼児の医療費助成の上乗せ支給をしている地域では、対象となる乳幼児が含まれる世帯は資格証明書の対象外とすることを検討すべきであるという内容の解説であります。前回の質問でも触れましたが、国民健康保険法は、災害その他政令で定める特別の事情があると認められる場合、そのほか老人保健法の対象になる75歳以上、あるいは65歳以上でも特別な障害がある場合は含まれますけれども、そうした場合には資格証明書は発行することができない

というふうになっています。この特別の事情として、今申し上げた国保課長の解説は、乳幼児の医療費助成制度の上乗せ支給をしている自治体については、そうした児童のいる世帯については資格証明書を発行すべきではないというふうに行っているわけであり、本巢市は、まさにその上乗せをしている地域、自治体に当たります。小学校卒業するまでの無料化を実施しているわけであり、

こうした点も踏まえ、改めて資格証明書、あるいは短期証明書も含んでよろしいですが、発行基準についての見直しをすべきではないかというふうに考えています。見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（瀬川治男君）

1点目、今後の市政に対する考えについて、2点目、後期高齢者医療制度について、3点目、介護保険料・利用料の減免制度について、以上3点の答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

今後の市政に対する考え方の中で、幼稚園・保育園等の整備についてという点につきましての御質問に対しましてお答えをいたします。

私はよくテレビなんかで、非常に貧しい国、開発途上国とかというような国の方々がたくさんの子供を持って、この子供たちにはせめて教育を受けさせていただきたい。いきたいと。あるいは学校へ進学させたいというような報道記事なんかをよく見るわけですが、そうした親の思いというものを見てみますと、本当に心を痛めざるを得ないような気持ちになるわけであり、本市におきましても少子・高齢化で、将来、子供たちが大人になったころの社会を思いますと、大変厳しい時代になっているのではないかというふうに思います。ある首長、ある県の知事さんですが、少子化問題を考えると、とても将来の不安に駆られて耐えられないと。したがって、あまり少子化問題、高齢者化問題というものも、そればかりに固執すると、もう何もできなくなるような気持ちになると、こういうようなことも発言されている方もあるわけでございます。

それにしましても、前から申しておりますように、次代を担う本巢市の子供たちをまず安全に教育環境を整えて、将来の厳しい社会を担っていただけるだけの教養、あるいは強い精神、体をつくっていくように整えていかないと。それには、まず子供たちの安全ということが大事だということで、保育園・幼稚園、あるいは小・中学校の安全対策を強力に進めてまいっているところでございます。市内の小・中学校におきましても、そうした意味で耐震対策を順次とってまいっております。御存じのように、今、真正中学校の耐震補強診断を行いまして、20年度に着工というふうなところまでできておりますし、残るは席田小学校があと残っておるかと思っておりますが、ほぼそういう形で学校施設の整備も整えてきたところでございます。

そうした中で、前から全協等でもお話しておりますように、保育園・幼稚園の整備が残されているわけでございまして、これを何とか完成させなきゃいかんというふうに思っております。対応してまいっているところでございます。幼児問題検討委員会も開催していただき、また職員によります研究会

も行いまして、そうした対応を進めるべく準備を行ってきているところでございます。

そこで、御質問の保育園・幼稚園の整備につきましては、昨年12月議会におきまして議員から、「保育園・幼稚園の整備は優先的課題として取り組む必要があると考えるが」との御質問をいただきまして、「市の財政事情などを勘案し、優先的な課題として取り組んでまいりたい」とお答えをさせていただいているところでございます。その後、市職員で組織する幼児教育体制研究会を設置いたしまして、幼児教育のあり方について検討を重ね、その研究結果といたしましては、13日の全員協議会におきまして御報告をさせていただいた次第でございます。

幼保一元化につきましては、先ほど臼井議員の御質問にもお答えをさせていただいているところでございますが、認定こども園としての認定基準を満たすための施設整備とあわせまして、地域ごとに一元化を進めることといたし、施設の整備につきましては、真桑保育園・弾正保育園については施設の狭隘化に対応しますため、来年度に保育室、子育て支援室を増築し、糸貫東幼稚園・西幼稚園につきましては、施設の老朽化に対応しますため順次新たに建てかえを計画するものであります。また、本巣保育園につきましても老朽化しておりまして、耐震診断の結果、建てかえが必要となっておりますので、本巣西保育園と統合しまして新たに建設する必要があります。

今後、固定資産税の減少とか地方交付税の削減などによりまして、市の財政状況は大変厳しいものがございますが、経常経費の削減やスクラップ・アンド・ビルドによります事務事業の見直しなどによりまして、幼児教育施設の整備につきましては優先的に取り組むべきものと考えているところでございます。

20年度の予算につきましては、きのうの大西議員の御質問にもお答えしましたが、骨格予算となります。新規事業につきましては、新しい市長になりまして6月補正で対応していただくということになるわけでございますが、実は、ただいま申しました真桑・弾正保育園につきましては、施設の狭隘化ということもございまして、これを2年間かかって増築しては非常に不合理でないかと、単年度で完成すべきじゃないかということでございます。したがって、この二つの園の拡充・整備につきましては、20年度の当初予算に上げさせていただきたいと思っておりますので、この機会に申し述べさせていただきます。

それから、後期高齢者医療制度についての御質問でございます。

後期高齢者医療制度は、急速な少子・高齢化、また低い経済成長率などの厳しい社会経済環境の変化になっておりまして、これに耐え得る持続可能な国民皆保険制度を目指して、昨年6月に医療制度改革に関する法律が国会で成立したところでございます。老人医療費に関しましては、増大の傾向にございます。国民健康保険をとってみましても、1人年間大体25万円、今行っております老人医療保険は1人年間75万円、50万円の差があるということでございます。75歳以上の方は、なお一層大きな医療費を食っているわけございまして、そういう医療費を賄っていきますためには、費用を負担していただく皆様の理解と協力も不可欠ではないかということでございます。そのために、現役世代、高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度にするという医療改革大綱というものの基本的な考え方に基きまして、新しい制度としてこの後期高齢者医療制度が設けら

れたものでございます。新制度の円滑な実施に向けましては、岐阜県市長会及び岐阜県町村会を通じまして、後期高齢者医療制度における保健事業への国庫補助金を導入すること。二つ目は、葬祭費の財源に現役世代からの支援金を導入すること。三つ目に、財政安定化基金に広域連合が負担する拠出金に市町村分担金を充て、地方財政措置を講ずることといったことを厚生労働省に対しまして強く要望をいたしてまいりました。

また、後期高齢者医療広域連合におきましても、これまでに平成19年6月4日と10月11日の2回にわたりまして、東海4県の各県の広域連合長名で、連名によりまして後期高齢者医療制度に関しまして厚生労働省に要望を行ってまいっております。6月4日には、保健事業への公費負担の導入及び他保険者との事務連携に係る環境整備等につきましても要望をしております。また、10月11日には、先ほど議員が発言されました、政府与党が検討しております保険料の負担増となる方への一部凍結の検討に対する適切な措置を求める要望書を提出しております。

本制度は、年齢層で見た場合、最も支援を必要とする方々の医療制度でありまして、国・県・市町村、さらには現役世代の方々の財政的支援は言うに及ばず、関係機関すべてで支え合っていくことが重要ではないかと思っております。したがって、今後も県の市長会、広域連合等で協議を加える中で、引き続き新制度の円滑な実施に向けまして、要望や意見提出をするなど取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に3点目の、介護保険料・利用料の減免制度についてでございますが、介護保険料はもとす広域連合の介護保険事業計画によりまして3年ごとに見直しを行っており、現在の保険料は18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画で定めているところであります。利用料の減免措置につきましては、平成17年10月の介護保険法改正により施設給付の見直しがなされまして、施設入所者及びショートステイ、デイサービス、デイケア利用者の介護保険サービス利用料につきまして、介護保険施設等の居住費・食費の負担額が削減されております。介護保険料の軽減措置につきましては、平成18年度の介護保険法の改正によりまして、低所得者の保険料負担の軽減に配慮し、所得段階に応じた保険料率を5段階から6段階方式に変更をいたしております。また、税制改正や年金課税の見直し等の影響で、新たに世帯や本人に課税させる対象者に対しましては、激変緩和措置として18年度から2年間、保険料を段階的に引き上げる措置もとられております。20年度は、計画期間の最後の年に当たりますので、この措置を継続するというふうに検討が今されておるところでございますので、それに対しまして期待をしているところでございます。介護保険サービスの充実につきましては、平成18年度の介護保険法の改正によりまして地域支援事業が創設され、要支援、要介護の介護認定を受けていない一般高齢者にも対象を広げまして、介護保険事業を実施しております。このように、介護保険制度におきましては、法改正を経まして制度の見直しが行われ、介護保険サービスの充実を図りながら低所得者に対する保険料等の配慮を行っておるところであります。

超高齢化社会を見据えまして、高齢者の介護を社会で支える制度として、必要な見直しや低所得者への配慮は今後とも必要であると考えておりますが、御質問の介護保険料・利用料の減免措置につきましては、直ちに制度を考えるべきかどうかは、もとす広域連合を構成・連携しております市

町、すなわち瑞穂市、北方町の御意見や考えも重要と考えておりますので、2市1町で協議・検討していきたいと考えております。その中で減免が必要かどうか、減免が制度として可能かどうか、あるいは減免の優良事例等についても研究・検討し、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（瀬川治男君）

4点目、国保の資格証明書等についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

○市民環境部長（坪内 博君）

4点目、国保の資格証明書等についての御質問にお答えします。

滞納世帯に対する資格証明書の交付については、国民健康保険法で、災害その他の政令で定める特別の事情がある者、老人保健法の規定による医療等を受ける者は除外することとなっております。資格証明書の発行基準の緩和につきましては、県国民健康保険課へ問い合わせたところ、19年5月現在、要綱等で乳幼児のいる世帯を特別な事情として対象外にしている自治体は県内ではないという回答でございました。また、本市におきましては、12月1日現在で資格証明書の交付は67世帯ありますが、6歳未満の乳幼児が属する世帯はございません。このため、今後資格証明書の交付につきましては、乳幼児のいる世帯などさまざまな構成状況を十分勘案して対応していきたいというふうに考えております。

[21番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1番目につきましては再確認ということで申し上げましたので、先ほどの答弁で結構でございます。頑張っていてやってほしいと思います。

2番目の問題につきまして、先ほど申し上げましたこととさらにあわせて、少し申し上げたいと思います。

後期高齢者医療制度の、ごく簡単に言って何が問題かということ、例えば70歳を超えて、71、72、73、74歳になって元気で見える方も病気の人もありますけれども、その人が75という誕生日を迎えた、単にそのことで医療制度が変わっちゃうということになりますね。勝手に国が何歳になったからあなたはこの保険をやめて後期高齢者医療ですよ。後期高齢者という言葉自体も抵抗がある人もありますけれども、いずれにしても、単にそこで線引きをしてしまっただけで、75になったからあなたが受けられる医療はここまでですよということを制限すること自体が非常に問題だというふうに私は思います。人間をそんな簡単に差別するというのが、この制度の大きな問題の一つではないかというふうに思っています。

そのこととあわせて、4番目の中で資格証明書のことを申し上げましたけれども、先ほどの質問で触れ忘れましたが、国民健康保険法では、先ほど市民環境部長の話にもありましたように、

老人保健法の適用を受ける75歳以上の、いわゆる後期高齢者については資格証明書を発行除外にしているんですね。その場合と特別な事情がある場合ということですが、国民健康保険法では発行しないということにしておきながら、後期高齢者医療制度では発行すべきものとしていますね。きのう改めてこの法律をずうっと見ておきますと、発行することができる規定ではないんですね。発行するというような形で、いわば義務的な書き方をしてあります。そうすると、国の法律自体の中で大きな矛盾を来している。今、全国で国保の問題でも資格証明書の問題が結構クローズアップされています。そうした中で、さらに75歳以上の高齢者、率直に言えば人生があまり長くない人にさらに保険証を取り上げて医者にもなかなかかかれぬような状況をつくっていくということが、本当に安心して長生きできる社会づくりになっていくのかということ、大きな疑問を感じざるを得ません。制度の円滑な運用のために広域連合として国に対するいろんな要望活動をされていくのは、それはそれで結構だと思いますけれども、同時に根本的なところの改善を求めていくということもあわせて広域連合の中で議論しながら、市長も議員として意見を述べていただきながら、国に対する働きかけをぜひ進めていくべきではないかというふうに思っています。その点について、改めてお伺いしたいと思います。

特に、何でこのことを強く申し上げるかということ、介護保険料、先ほどちょっと申し上げましたように、出発当初ですからそんなに高くないというのかどうか、それはとりよはそれぞれですけれども、岐阜県下平均すると6,300円です。軽減措置とかをいろいろやりますので実際には下がりますけれども、当分の間は、いずれにしても6,300円が平均ということで出されています。ちなみに、介護保険料を考えてみますと、平成12年の出発当時は月2,728円でしたかね、基準額が。今は4,072円で、第1期の始まった当時と比べれば49%も上がっています。3年ごとに引き上げられて、第1期、第2期、第3期で49%アップになったわけですね。この後期高齢者保険についても、同様なことが起きていくということが、放置していけば容易に想像できるわけです。そうすると本当に、高齢者は長生きすることが罪ではないかというような状態に追い込まれていくというふうにも思わざるを得ません。だからそういう点で、ぜひ積極的な働きかけをしてほしい、発言をしてほしいということを思っていますので、改めてお伺いします。

3番目の問題ですが、介護保険料の件に関して、特に私が申し上げたいのは、今申し上げた後期高齢者医療制度の中で、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の第19条で保険料の減免という項目がございます。この中で、法定減免以外にさまざまな事情で、例えば収入が非常に減ったとか、簡単に言うと、本巣市で前につくっていただいた国保の減免規定と比較的似ていると思いますけれども、そういうようなものが後期高齢者医療についても条文化されているわけですね。こうした後期高齢者、あるいは国保、そして介護保険というのは、いわば連動しているわけです。そうした中で、この介護保険料についても最低限同様の内容の減免制度ができないかというふうに思っています。これは決して無理を言っているつもりはありません。現に後期高齢者医療制度でもできているわけですから、そうした観点で、2市1町で検討するというふうに言われました。2市1町で話をまとめてやっていくということであれば、広域連合としてやってもよかったです。

と思うんですね。でも広域連合では、同じ構成でありながら広域連合ではやらない、それぞれでや
ってくださいという話になって、だからその辺のつじつまが合わないというような気がいたします
が、それは置いておきまして、いずれにしても、そうした観点でぜひともいろんな制度の整合性を
とるという点でも、積極的にこれは対応をしていってほしいというふうに思います。その点で改め
て後期高齢者医療制度の減免規定のことも含めて、もう一度お考えをお伺いしたいと思います。

最後に4番目ですけれども、資格証明書について答弁がございました。ここで二つ申し上げたい
んですが、一つは、岐阜県では乳幼児のいる世帯について発行しないと、制度をやっているところ
はないという岐阜県の回答について紹介されました。ここでまず一つ確認していただきたいと思
うのは、福祉制度、あるいは子育て支援については、それぞれの自治体によって重きの置き方が違う
わけですね。本巣市の場合、いろいろあるけれども、その中でも子育て支援については重視して
いこうという姿勢で臨んでおられる。せっかく乳幼児、あるいは児童の医療費の助成制度を実施し
ているけれども、たまたま親が保険料を滞納している、そうしたことによって、その子供すら医療
を受けられないという状態を放置しておくことがその子供にとって、例えば体の問題、心の問題、
いろんな悪影響が出てくると思うんですね。だから、本当に子育て支援、子供の立場に立って考え
てみれば、そうしたところについては、ぜひ資格証明書の発行はやめてほしいというふうに思いま
す。

そのことと、先ほど6歳未満の子供のいる世帯についてはゼロだというふうに言われました。本
巣市の場合、対象は小学校卒業するまでです。質問の中で乳幼児というふうに申し上げたので6
歳未満というふうに答えられたのかもしれませんが、本巣市の場合、条例上は一応乳幼児で児童
となっていますから、そうやって言わないと小学校卒業するまでの数を言ってもらえないのかもし
れませんが、一般的に、例えば県の資料を見ましても、乳幼児医療助成制度というふうになってい
ますね。その中で、小学校卒業するまで、中学校卒業するまで、さまざまありますが、あえて児童
などという書き方はしていません。すべて乳幼児医療の助成です。したがって、そういう観点で物
事をとらえてもらいたい。実際に小学校卒業するまでの児童のいる世帯で、資格証明書を発行して
いるのはどれだけなのかということについてお伺いをいたしたいということと、先ほど申し上げた、
よそはどうかということじゃなしに、市としての考え方を改めてお伺いしたいと思います。以上で
す。

○議長（瀬川治男君）

鵜飼議員の再質問、2点目、3点目の答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

後期高齢者医療制度に対する御質問にお答えをいたします。

新制度ができて実施前からいろいろ見直しがあると、こういうこともおっしゃいました。実際、
そういう形になっていまして、事務を担当する広域連合の事務局も大変困っている次第でございま
す。これにかかわらず他の福祉制度等につきましても、制度が発表されて実施段階になりまして歩

きながら考えていくんだというような感じのことが間々あるわけですし、市の場合も大変困惑して対応するようなこともございます。ただし、新しい制度ができた、つくった場合には、ある程度そういうことが出てきますし、見直しもしないで当初決めたものを進めていってもらっても困りませんで、その辺は御理解も賜りたいと思います。先ほど申しましたように、私どもも強く要望しておりますので、その要望も踏まえながらまた見直すというようなこともありますので、見直していただいて私どもの要望に、そういう方向になればそれでありがたいと思っている次第でございます。

それから、年齢で切るというのはいかなものかという話でございますが、これも老人医療保険は今65歳以上で行っておりまして、その中で特に後期高齢者の医療費が大きくかさんでいるということから区別して、しかもこれを取り上げて圏域で面倒見ていこうという形のものでございますので、その辺はひとつ御理解をお願いしたいと思います。

また、保険料が上がるという話でございます。介護保険料の当初、8年前との比較もなされたわけでございますが、介護保険の場合もこのように上がってきましたのは、対応される介護を受けられる人数が大変ふえてきたということ、さらに施設がふえまして、施設介護が多くなりましたので、施設介護はどうしても高くなりますから、そのための費用がかさんできているということですね。また、介護度も高い人がふえて、これは高齢化の進行とともに介護度がだんだん高い人が多くなっていますが、そういう事情があつてふえてまいっているところでございます。しかし、発足当初から比較的スムーズに日本の場合は、もとす広域連合もそうですが、順調にいっているのではないかと思います。平成10年に始まりまして、私ども、たまたまごみの問題と、この介護の問題で、平成8年当時、ドイツへ視察に行ったわけでございますが、ドイツでも介護保険が始まって2年ほどたったところでございますけれども、保険料が倍になったということで説明を聞きました。ドイツのような綿密に計算する国でもそれだけ違ってきておりましたので、私どもも大変心配しておりましたが、日本の場合は比較的スムーズな保険料の推移で来たというふうに思っているわけですし、そういった点、こういう医療・福祉等の保険料等の積算というものは非常に難しいものだということでございます。この後期高齢者医療保険につきましては、やはり受益者負担を加えたということが一つの大きな問題でして、これが鶴飼議員も指摘されているわけでございますが、やはり応分の負担をしていただかなきゃ、この超高齢化社会を乗り切ることができないというのが趣旨ではないかと思っておりますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

なお、岐阜県の保険料につきまして6,300円、年間では7万5,593円となるわけでございますが、人数としましては23万6,625人を想定しておりますので、65歳以上の寝たきりの方も対象になるということで、75歳の方ばかりでなしに、寝たきりの方は65歳以上でも対象になっているわけでございます。参考までに申し上げますが、県民1人当たりの医療費は、1人当たりの医療費の額を全国47都道府県並べてみますと、岐阜県は34位でございますので、医療費が平均より低いところにあると。ですから、岐阜県の場合は保険料も五、六百万円他の県より低いということで設定をされているわけでございます。それから、年金所得が150万以下の場合は、所得にかかる保険料は減免ということになっておりますし、また均等割も所得に応じまして2から7割の軽減がされていると、この二つ

がございます。そこで、岐阜県の1人当たりの平均所得は、全国平均に比べまして約9割でございまして、全国平均より1割低いものですから、新制度で対応しますと47%の人が減免措置を受けられるということになっております。ちなみに、この保険料は最高限度は50万ということになっていますが、50万を払う方は2,900人いらっしゃるということで、かなり高額所得の方もいらっしゃると思うわけでございます。そういう形で、岐阜県は比較的安く、わずかでございますが、それにしても600円ぐらい低いということでございますし、また減免を受けられる方、軽減を受けられる方、そういう方が全体で4.7%あるということでございますので、その辺も御理解をいただきたいと思っております。幸い医療費は下がっていて所得も低いので、軽減の対象者もふえるという格好になっているということでございます。よろしく申し上げます。

介護保険料・利用料の減免につきましては、先ほど申しましたように、十分そういうことを参酌しながら市町で考えてまいりたいと思っている次第でございます。これにつきましても、先ほど申しましたように、施設介護も行っておりますし、介護度の高い方もいらっしゃるというような中でだんだんふえていくわけでございますので、ある程度の負担は、やはり高齢者といえども負担をできる人はしていただくという形で御理解をいただきたいと思っております。

広域連合の市町は、その他の保険料、あるいは医療費等の市の負担につきまして2市1町で連携をとって進めさせていただいておりますので、そういった枠組みをできるだけ崩さないようにもしていきたいと。本巢市だけ突出して行うというようなこともしないように、お互いに強調し合おうという姿勢で行っておる点も御理解をいただきたいと思っております。

○議長（瀬川治男君）

4点目の再質問の答弁を、坪内市民環境部長に求めます。

○市民環境部長（坪内 博君）

御質問の6歳未満の乳幼児減免世帯はありませんでしたが、67歳の中には児童のいる世帯が1世帯母子家庭がございます。

それから、今後の対応につきましては、今議員さんがおっしゃったことをも参考にしながら、今後十分勘案して対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

[21番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

いろいろ申し上げましたが、2番目の質問に入る前に申し上げた、本当に困っている人、弱い人にどう救いの手を差し伸べるかというのが政治の役割だと思っております。そこで、例えば介護保険料の話も、広域連合の減免規定を例にして、先ほど申し上げましたが、岐阜県の広域連合の議員である内藤市長、また北方町、瑞穂市もみんなそうなんです、そうしたところで後期高齢者医療制度の中では減免規定について同意を皆さんされておるわけですね。それがなぜ介護保険でできないのかという部分もありますので、そういうことも踏まえてぜひ話し合いを進めてほしいということ

申し上げます。

今回、新しい制度の部分もありますし、国に対していろんな意見をいろんな機会で言っていくということがどうしても必要だと思うんですね。先ほど市長がちょっと言われた、それぞれ応分の負担をできる人にはしてもらわなければならないというふうに言われて、私はそのことを、できる人はしてもらえばいいんですけども、できない人もいっぱいいるんで、そういったところへどう目を向けていくかということについては、常にいろんな施策をやっていく上で考えていかなければいけない課題だというふうに思っています。その点について、これからどういうふうに対応されていくのか、どういうふうに取り組んでいかれるかということを見守りながら、また次の機会に進展状況についてお伺いしたいと思いますので、今回はこれで終わります。以上です。

○議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。10時30分から再開いたしますので、お願いをいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開いたします。

9番 浅野英彦君の発言を許します。

○9番（浅野英彦君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本当に1年ぶり以上の質問なんで、ちょっと皆様方に御迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

今後の樽見鉄道についてということで質問させていただきます。

我々、今年度7月と11月に、JR北海道のDMV（デュアル・モード・ビークル）という車を視察に行きました、7月に。それから、11月にえちぜん鉄道、福井県ですね。京福電鉄の後をやられているのがえちぜん鉄道でございます。デュアル・モード・ビークルを先に説明させていただきますと、皆さんも御承知の方も多いと思いますが、道路と鉄道の両面を走れるというすばらしいものでございます。またそれが鉄道から道路へ移行するのも数分で行えるという、全く新しい乗り物でございます。これがいかにせん定員が15名ほどなんでちょっと残念ですが、まだまだJR北海道がこれから3年ぐらいをかけて実用化されていくということでございます。そういう点、この乗り物が開発されて国交省から認可を受け実用化されるとすると、本当にすばらしい乗り物になると思います。また、その乗り物も安価でございます。そして軽量でございますので、燃費もいいという乗り物でございます。そういう点、今後まだまだ樽見鉄道を、また県の方の御支援もいただいて4年ほどこれからやっていっていただけるような状況下になっておるのでありがたいなあとと思っております。この3年間の部分で、この3月に臨時で1,500万ほどの補てんをしたときに、経営改善計画を出して8割もできなく6割ぐらいの改善しかできなかったということと、それから原油の

高騰で非常に経費がかかったという点で仕方がない部分があったんですが、そういう点で改善計画が本当に思うようにいかなかった3年間でありますけど、今度またこの20年から本当に県にもお願いし、我々市も頑張っって何とか樽見鉄道を存続していただきたい、そういう点で3点質問をさせていただきます。

新たに経営改善計画を経営コンサルタントに依頼しているということであるが、経営コンサルタントに依頼している経営改善計画はどの程度進んでいるのかということと、それから市は樽見鉄道に対して今後どのような指導と協力をしていくのかという2点をちょっとお聞きしたいので、よろしくお聞きしたいと思ひます。

○議長（瀬川治男君）

今後の樽見鉄道についての2点の質問のうち、1点目、経営コンサルタントに依頼している経営改善計画はどの程度進んでいるのかについて、答弁を企画部長に求めます。

企画部長 鷲見良雄君。

○企画部長（鷲見良雄君）

それでは、1点目の経営コンサルタントに依頼している経営改善計画はどの程度進んでいるのかということについて御回答申し上げます。

樽見鉄道の支援については、平成20年度から23年度までおおむね支援継続という了解が沿線市町で現在協議、幹事会でおおむね存続ということでございます。第2次経営改善計画については、現在のところ分析や今後の課題などについて現在調査・協議をしております。具体的な内容につきましては、収入面においては、通学利用者の減少傾向に対し、通勤利用者や定期外利用者の増を図るため、新たな事業所開設に伴う通勤利用客の開拓、旅行商品の新企画による定期外利用客の開拓、「市民みんなで年1回乗車」等の継続実施による利用増進、また行政におきましては、職員や関係者が一人でも多く利用してもらうようお願いをしております。また、沿線に新規に開拓されます事業所等の情報を共有しながらパークアンドライド、いわゆる商業集積地等への乗り継ぎということで、そこから鉄道に乗っていただくためのパークアンドライド場などの整備を側面的に支援を行っていかうということになっております。また、安全運行の実現には、最低限必要不可欠な人員が40名程度ということになっておりまして、現在第1次計画においてはおおむね40名の人員計画は達成されております。しかしながら、さらに経費の節減を図るためには、業務効率のためには一層嘱託員化等の手法をもって経費の節減を図っていくべきだろうということも考えております。また、安全運行に対しましては、どうしても工事が必要になるということございまして、今後4年間の工事計画について国・県等の指導を受けながら、現在工事計画を策定して計画の遂行を確認をしているところでございます。また、車両更新費用の節減には、車両が大変高いということで、議員の御指摘もございまして、車両の更新についても、廃線における中古車両等の購入についても検討をしているところでございます。

また、議員御指摘のように、北海道で試験運行されておりますDMV、定員が十五、六名という御指摘もございまして、御指摘のとおり非常に価格も安い、燃費とか保守管理料も非常に安いという

状況下でございますが、本市においても北部の利用客の限られた範囲、少人数のところには必要な車両ではないのかなあということも考えております。しかし、現在としてはまだまだ実用化についてはいろんな課題があるということも御指摘を受けております。国の認可基準等によって、それが運行可能な状況にあれば、そういうことも十分検討をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、第2次の改善計画は、樽見鉄道と沿線市町において共同しながら現在最終の取りまとめを行っている最中でございます。来月の下旬には樽見鉄道連絡協議会の臨時総会を開いて、沿線市町の首長さんにお集まりをいただき、その中で正式に決定される運びになろうかと思っております。いずれにいたしましても、議員御指摘のように、我々も存続に向けて全力投球していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

2点目、市は樽見鉄道に対して今後どのような指導、協力をするのかについて、答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

樽見鉄道に対する今後の指導、協力をいかにするのかとの御質問でございます。

樽見鉄道は、平成17年度から経営改善計画を定めまして、運賃改定とか列車本数の削減など、収支改善策として対策をとってまいっております。一定の成果は見ることができているところでございます。それにしましても、貨物輸送の廃止によります影響が大きいわけですが、これにつきまして、人員も削減について目標値を定めていたんですが、43名から38名にするというような目標値が達成できていないと。最終的な経常損失の目標も大きく上回ったという結果になっているわけでございます。そうした点で、社員の削減等経営改善計画を尊重しないような管理体制になっているということで、それに伴って人件費などが増嵩しまして、ことし3月の運転資金の枯渇というようなことで、皆様に御理解いただきまして公費の緊急貸し付けをいたしたという経緯がございます。このことに関連しまして、経営コンサルタントとか、本市の監査役は三田村先生でございますが、この三田村先生も樽見鉄道の監査役をやっていただいておりますので、経営監視とか分析を十分行うよう先生に強くポイントを示して監査していただくようにしているところでございます。そうした中で、業務の効率の向上とか、あるいは人員配置の適正化、さらにOBに比重を置いた給与体系になっておりますので、やはり専門のプロパー社員に比重を置くよう転換を強く申し入れているところでございます。今後も樽見鉄道に対しましては第2次経営改善計画を受けまして、さらなる増収策とか経費節減に努めまして、経営安定に取り組むという必要性がありますので、強く求めてまいります。

沿線市町におきましても、先ほど部長からも申し上げましたが、利用促進のための具体的な取り組みにつきまして側面的に支援を行うこととか、平成16年度に設立されました市民、あるいは鉄道事業者、さらに沿線市町が共同しまして、市民鉄道への転換を目指す樽見鉄道マイレール促進協議会におきまして鉄道施設の清掃、環境美化事業などさまざまな取り組みが行われてまいっております。

すが、これからも「市民みんなで年1回乗車」事業など、具体的な取り組みを実践する組織として期待をしているところでございます。通学者が減少する中で安定した収入を確保しますためには、地域が一体となって市民のマイレール意識の高揚に努めてまいらなければならないと考えております。

先日、国土交通省の中部運輸局の鉄道部長さんが来庁されまして、地方鉄道の支援を国としても考えているということで、もろもろの対策等につきまして要望もお聞きしますし、また国が考えていることにつきまして十分理解してできるだけ対応するようという御指導もいただいております。また、昨日は市内の自治会連合会の正・副会長さん4名がいらっしやいまして、樽見鉄道の存続要望を強くされたわけでございます。樽見鉄道の存続につきましては、国や県の支援が必要不可欠でありますので、特に県の補助制度につきまして、20年度以降も継続して支援していただきますよう、来る25日には三つの三セク鉄道がそろって古田知事さんに県費の継続補助をいただくよう強く要望をいたすようにしております。よろしく願いいたします。

[9番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

浅野英彦君。

○9番（浅野英彦君）

非常にありがたい御回答をいただいて、ありがたくは思っておるんですが、えちぜん鉄道を視察に行かせていただいて特に本当に思ったことは何かといいますと、ここはうちの樽見鉄道とは違いますけれども、状況も何もかも違います。私鉄の京福電鉄の後をやられて、地域住民も1年半、この沿線がストップしていた状況下の中、本当に住民から行政体から、それから会社から、すべてが絶対この鉄道を成功させるんだという意気込みは絶大なものがありましたんで。ですけど、今のこういう環境下の中、原油の高騰によりガソリンも本当に高価になっている中、それから我々の健康を維持するためにもっと歩くことを考えますと、先般東京へ行きまして、東京の方は公共交通がしっかりネットワークができておりますんで、歩くスタイル、駅の中を歩くという方が本当に多いです。私のような体型の方が少ないような気がしましたが、本当に歩くことが大事だなと思うのと、こういう公共交通の部分というのは非常に重要な問題になってくるし、残していかなきゃいけないものだというのが、今言われた市長の回答からもわかりますが、どちらにしても会社がしっかりやっていっていただかなきゃいけないという部分が一番大きな部分だと思いますので、企画部長さんもお入りになって、経営コンサルもお入りになって改善計画を今つくっておみえになると思います。多分、えちぜん鉄道のすばらしいパンフレットの資料もお持ちだと思いますので、ここの中に本当にすごいことが書いてあると思います。会社の方が本当に親身になっていただかないと、これは絶対できないと思います。その会社の社長さんは民間からお見えになった社長さんですけど、その補佐役はJRのOBさんで、本当に鉄道法をよく御存じの方が一人お見えになりました。本当にその方とお二方がすばらしいスクラムを組んで会社の運営をして、従前の京福鉄道と変わらぬようなところまで今業績を上げてきておるということで、すばらしいなあと思っただけで帰ってきたんで、何とか

こんな会社に樽見鉄道もなっていたらいいのと、もう一つは我々住民、私もそうですが、年1回なんていう言い方じゃなくて、本当にもっと使ってあげないといけないんじゃないか。本巢市民3万5,000お見えになる中、2万人の方が1年に5回ほど乗っていただければ10万人という形になりますので、ほかの議員の方にもお願いしたいですが、年に四、五回乗るような運動を自治会の方も通じながら御要望していただきたい。また、今市長さんの回答から昨日お見えになったということですので、要望をいただくばかりじゃなくて、お互いが協力し合わないといけないという話をしたいと思っています。そういう点で、私も極力、下へ出てくるときは乗って出てくるようにと思っておりますし、市長、1点お聞きしたいんですが、以前県も挙げてのノーカーデーというような日を持ったこともありました。我々も含めてそんなことの実行はできないものかどうかということと、職員の方も、そうかといって駅から4キロも5キロも離れている人に使えよといっても無理なんで、なるべく最寄りの駅に近い方、1キロ以内の方には歩いてきていただいて、また歩いて本庁まで来ていただくとか、そういうような形のものではないか、ちょっと1点だけお聞きしておきたいんです。

それともう一つは、やはり今後の20年度が一番大事な2次の計画の中で最初の年になると思います。そういう点では、我々の方もですが、連絡協議会の方も、もう少し目を向けて、本当にうまく改善計画がなされているかという部分を、半期に1度じゃなくて四半期に1度、あるいは六半期に1度というような格好で、2月に1度ですね、ちょっと視察に行っていたくなり何なりというような格好はできないものか、この2点だけちょっとお聞きしておきたいと思うんですが。

○議長（瀬川治男君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

9月の議会の折にもノーカーデーの話が出まして、それにつきまして市としても取り上げて、職員も率先してこのノーカーデーを多用して、こちらから行く職員、向こうから来る職員が見えますので、そういう対応をしていくようにということで考えている次第でございます。できるだけ早く対応してまいりたいと思う次第でございます。

えちぜん鉄道、あるいは北海道の視察なんかを議員の方で行われまして研究されているわけですが、私どももえちぜん鉄道にも職員を派遣しまして既に状況もつかんでおります。議員おっしゃったように、えちぜん鉄道は勝山市から福井市の鉄道になっていまして、何ととっても県都の福井市へ向かっているということで乗客が非常に多く、300万人も乗客があるということで、二つの駅も新たに作ったというようなことでございます。私どももモレラの駅をつくって、これで8万人ほど乗客もふえているわけですが、何せ大垣市へ出ているということで若干えちぜん鉄道と背景が違って、私どもの方は約70万人の乗客というようなことで、そういった大変厳しい状況にあります。できるだけ先進事例の優良事例を取り入れながら努力してまいりたいと思います。

きのうも4人の自治会長さんがいらっしゃいましたので、とにかく乗っていただくようお願いもいたします。例えば同窓会なんかで、私どもの近くの集落の方が同窓会で樽見鉄道に乗ってう

すずみ温泉で泊まってきたというような話も聞いていただきまして、鉄道も温泉もそういうことですと大変助かりますというような話をしていたんですが、市内でできるだけそういったことを、根尾の方向へ向かって同窓会、あるいはいろんなグループの宿泊等の御利用を樽見鉄道を使ってしていただければありがたいと思っております、そういったことにつきましても徹底してお願いをしていかないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

浅野英彦君。

○9番（浅野英彦君）

本当に僕ら一人ひとり、また職員の一人ひとりの方、そして住民の皆さん方がやっぱり何とか率先してこの鉄道を使っていただく、そして自分の健康のためにも歩いていただくというような運動をどんどん進めたいと思っておりますし、私もやらなきゃいけないと思っております。そんなことをお願いして、また本当に何とかこの4年間、よりよい成績でこの鉄道がうまく経営できていけるようにということを思いながら、また市には御支援、御協力を、また住民の皆さんにも広報等々で訴えながらお願いして行って、私の質問を終わりたいと思います。何とぞ樽見鉄道の存続に対しては御助力をよろしくお願いして、私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（瀬川治男君）

続きまして、19番 高橋秀和君の発言を許します。

○19番（高橋秀和君）

議長のお許しをいただきましたので、通告による市政一般について質問をしたいと思います。

まず冒頭に、非常に国の国政がねじれ現象という表現をされている中で、来年の4月までの間に国会の中で本当に国の予算は通っていくのか、あるいは大きな税制の問題についてどうなっていくのかということをはらんでいる状況にあります。思うと、幾ら地方がいろんなことを頑張ってみても、国の政策が変わると地方の財政は一気により厳しい状況に追い込まれるような今の国政の状況ではないかなあということをおもっております。大体地方というのは国・県の機関事務委任、かわりに事務委託を受けていくような仕事が多くある中で、それを遂行していくのは業務として多くあるだろうと思っております。

そうした中で、今回私が取り上げさせていただいた部分は、補助金という問題と地域の学校、あるいはいろんな公的な施設の問題と国の税制の問題についての三つであります。前にお話しした補助金の問題とか、あるいは地域に置かれている学校、あるいは社会教育施設、福祉施設等の修繕、あるいは改修については、これは市独自のものであるというふうに考えていますので、その観点についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず1点目に、補助金の見直しをお伺いしたいと思います。

補助金の見直しは、行政、あるいは行財政改革の中で、本巢市になってから4年が過ぎた後に、今補助金の見直しをし、健全な財政を維持していくための一つの手法として取り上げられていると。

このことについては、何ら異議はございません。無駄なものは省いて、必要なものはつけていくということは大事なことだろうと思っています。ところが、市民の声から聞こえてくるのは、私のところへ聞こえてきたのは、社会教育団体、あるいは農政にかかわってくる振興関係の方から、補助金が減るんですか、どうなるんですか、何で私のところだけですかという問い合わせが来ております。これは担当課で十分協議をし、この見直し案が出されてきたというふうに経過を聞いておりますので、それぞれの団体にはそれなりの方策で対応されてきているもんだというふうに思っておりますけれども、そういう声も聞こえておるので、そこら辺の対応は十分なされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、補助を受けておられる団体、事業、あるいは実行委員会形式等々あって、それぞれにはそれぞれの性格もありますし、性質もありますし、あるいは長期にわたって育てていかなければならないビジョンもあるだろうというふうに思っています。ところが今回見ていきますと、この補助金というのは、ある意味で一律削減とは言いませんが、削減ありきで見直しがされてきているような気がしました。中には、全く見直しをしない、対象外ということも補助金の中で見られております。

補助金は一体どこの担当課が多いのかなと思っておりましたら、やっぱり教育委員会関係が多くあった。もう一つは、農政課が非常に多くあった。これはやっぱり4町村が合併したときに持ち寄って、その補助金制度をずうっと維持してきて今日まできている。いわゆる本巢市になってから補助をしてきたという形でこの補助金制度が成り立っているのはそんなにはない。旧の町村時代につけられた補助金制度を持ち寄って、その中で見直しがされてきている。これも大事なことであると思いますが、ともすると政治的、あるいは政策的につけられてきているものもあるような気がします。政治力を使って少し金額がふえていた時代もあったんだろうという補助金もあるような気質もあります。そういったものを、本巢市になってゼロ査定の中から補助金の見直しをしていくということも一つの考え方ではないかなあというふうに私は思っています。ですから、見直しの際においては、その団体、あるいは育成をしていく振興会とかの性質も含めた見直しが本来必要ではないかなあという考え方を持っております。その点についての考え方を、まずお伺いしたいというふうに思います。

まず1点例を挙げさせていただきますと、農業振興費の中には販売促進用のために販促の費用が盛り込まれています。これなんかは、ブランド化をするということからするならば、イチゴにしる柿にしる水稻にしる、ある意味で短期的にブランド化するために、補助金を使ってでも本巢市の産物を高めていくために、一時的に費用を投入してでもブランド化に向けていく必要があるだろうと思う。じゃあそれはいつまでかという問題も含めながら、ビジョン的に考えていく補助金のあり方もあるだろうと思う。逆に、もっとこの部分は減らしてでも、違う作物を育てるためのブランド化のための費用も必要だろうと。ブランド化で多くやられているのは、うすずみ特産でとられている補助金制度ですね。そこへ持ち寄っている方たちにもある、これも必要なことだろうと。でも、それもいつまでやるのかという問題も実は検討されていかなきゃならないんじゃないか。私はこの補

助金制度の導入の中で一番大事なのは、今補助金制度を行っているものは、旧4ヵ町村から持ち寄ったものに対して総括の必要性があるということを提言したいというふうに思う。今出している補助金がいつまで、いまどういう効果があるか、振興会の補助金、あるいは社会教育団体の補助金であれば、どういう人たちをどういう対象で行っていつているのか。

一番端的な例をお話しします。中学校の部活動の問題があります。本巢地域は、MSCCという形で団体に活動費が払われております。他の中学校には、土・日の指導者に対する報酬という形で支払われております。これはどこかで見直さなければ、同じ性質のものが違った形で助成がされてきているというのも、これはやっぱり総括をすべきでしょうということ私は思っています。そういうところを見直してどうしていくのかという施策を打った中で、補助金の見直しをしていただきたいなど。今されている見直しはそれはそれで結構でしょうと。今一つの方向と出されたのは、ですが、そこから転換をしていくときには、私が申し上げことは考慮していただけるのかどうか。各事業に対する総括、それにおける将来的なビジョン、あるいは統合も含めた形での補助金の見直しについてお願いをしたいなど。その点がまず1点目の問題でございます。

次2点目に、施設の修繕・補修についてお伺いをします。

今回、この定例会の中の全員協議会の中で、今後の方向性について幾つかの点を市長の方から全員協議会で説明がありました。一番財政的にも大きいものの説明の中では、上水道・下水道の将来展望における事業計画と、その起債にかかわってくる性質のものだと思います。2番目には、幼保一元化に向けて認定保育園制度の導入に伴ってくる各幼稚園・保育園の整備だろうと思います。どっちが先なのかと思うと、上水道は絶対に欠かすことはできませんので、下水よりも多分幼稚園・保育園だろうというふうに思います。そういう事業をしていく場合には、優先順位をつけられています。ところが、修繕、改修を伴ってくるものについての優先順位というのは、非常にわからない状況になっているだろうと思っています。それは各担当課、あるいは担当部から吸い上げられた予算の中で、多分優先度として上げられてきてみえるものだというふうに認識はしています。しかし、当初で予算の修繕費、改修費、あるいは補修費の中に上げられてきても、予算の都合上、予算主義ですので、歳出にはすべて見積もりを出してきて算定されて、ここまでしかできないということ、そうするとどうしてもはじき出された事業とか、あるいは修繕事業だって出てきています。それはじゃあ翌年度に持ち越すのか、補正でやっておくのかという優先順位というのが、各担当部・担当課によってまちまちのような気がする。全体から見た場合の優先順位をどう考えるかという期間が必要ではないのか、あるいはそういうチェックする時期が必要ではないか。どうもそれが、議会の中で答弁をされていると、優先的に行っていきます、段階的にやっていきますという答弁は何回もいただいておりますが、この修繕・補修については、上がってくるものの中で、予算の金額でどうも物事が移っていくような嫌いを私はとってしまいました。執行部は多分違うとおっしゃるだろうと思います。事例については私はあえて申し上げません、なぜこのことが出てきたかということについて。やはりこういうことは、修繕は、だれが見てもどちらが優先かということは担当部とか担当課ではなくて、本巢市全体の中から見えて優先順位をつけるシステムにしていきたいと思うが、

その点についての執行部の考え方をお伺いしたいと思う。

3点目の道路特定財源についてでございます。

これが先ほど申し上げました、来年の3月31日で道路特定財源の暫定税率の期限が切れます。これが国会を通るか通らないかという問題は、非常に本巢市にとっても大きな影響を持っていると判断しております。過去に道路特定財源について一般財源化には反対、あるいは堅持をするということは何回も意見書の提出を国会に向けて発してまいりました。いよいよ来年3月31日に道路特定財源の暫定税率の廃止がもしされた場合にどういうふうにも本巢市に影響があるか、私なりに調べさせていただきました。本巢市に影響を及ぼしていくのは約2億近くだということをお教えられました。道路特定財源で本巢市として影響力がありそうだなあというのは、自動車取得税交付金、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、それから、これは国からおりてきますが、地方道路臨時交付金という形のお金が道路特定財源という認識であります。違っておったら後から訂正をひとつお願いいたします。

じゃあこれを18年度でどれほどの道路の建設関係で経費として使われてきたかという、26億4,000万でございます。それで、今私が申し上げました道路特定財源と言われるものがこの中に充当するのは約10億でございます。これが18年度実績の金額でございます。道路特定財源が、正直申し上げまして一律ではございません。2.2倍以上超えているものも1.2倍のものもあります。本巢市に来ておるのは、道路特定財源が現状で約4億近くあると。それが本巢市だけで2億減るという暫定的な金額です。ざっと計算するとそんな状況です。18年度の一般会計における実質収支、これは監査報告書に出ています。1億7,700万の黒字となっています。じゃあ、この道路特定財源の本巢市における2億円がなくなった場合には、18年度で当てはめるとマイナスになるのではないかなというふうに考えています。そうすると、本当に道路特定財源の暫定税率が国がやめたといった場合には、本巢市だけで今考えた場合にはちょっと厳しい状況になるなあとと思います。これは国も減ります。県も減りますから、当然今私どもがお願いしておる国道・県道の整備まで大きな影響を及ぼしてくると、もう少し大きな影響を与えてくるのではないかなというふうに考えています。その点について市としてどのようにお考えになっているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

1点目、補助金の見直しについての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 鷺見良雄君。

○企画部長（鷺見良雄君）

それでは、第1点目の補助金の見直しについて御回答を申し上げます。

行政改革の中で補助金の見直しにつきましては、従前の補助金の交付については予算の範囲内といった不明確なものが多かった。補助率を定めているものが少なかった。また、補助対象経費についても明確な基準が示されていなかった。議員御指摘のとおりでございます。そういう中で、今回の見直しによりましては、補助対象事業、経費、補助率、補助年限などの補助金の統一的な基準を設けさせていただいたものでございます。

議員御指摘の担当課での対応が十分されていないのではないかとということでございますが、見直し結果につきましては、市の幹部会議で周知をしたり、全職員には市内LANとか、いろんな手法をもって担当者も含めて十分徹底をしているつもりでございます。また、担当者からは補助事業者に対しまして、今年度は周知期間ということもございますので、説明責任を果たすように指導しているところでございます。また、補助団体におかれましては、議員御指摘のように説明不足ということがあれば、再度私の方から御理解をいただけるよう、引き続いて説明を申し上げていくようにさせていただきます。

また、もう1点目の、見直しに際し、性質上個々の団体の状況を十分判断し、それぞれ対応が必要、どのような対応がなされているかとということでございますが、補助対象事業者には、本来市が行うべき事務・事業を市以外の団体、個人で実施した方がより効果的になっていくような事業もございます。また、市が進める振興策に基づく事務・事業とか、そういうことを行う上で市の支援が必要な団体もございます。また、国・県のかかわりの中で補助をしていくようなものもございます。また、御存じのように、大きな団体には定額で補助を出しているような団体もあるということで、今回は9分類に分けて、それぞれ性格が違うものを各分類に当てはめて補助率を決定した経緯がございます。そういう中で、ただいま議員御指摘のように、性格上非常に多岐にわたっている、いろんなものが内在して補助金が性格づけられているということもございます。現在の制度がベストなものという考え方ではなしに、議員御指摘の部分も含めて、実際、事業を進めていく上で課題とか問題点が発生してくるということであれば、また職員でつくっております行革の中の職員の検討委員会、補助金の検討委員会の中で十分検討をしながら補助事業者の御期待にこたえるべく事業検証、その他も交えながら判断していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（瀬川治男君）

2点目、施設の修繕・補修について、3点目、道路特定財源について、以上の2点の答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、2点目の施設の修繕・補修についての御質問にお答えさせていただきます。

本市における公共施設について大規模な修繕につきましては、避難所に指定されている施設及び防災拠点になる施設や教育施設を優先的に耐震補強等、工事を順次開始している状況でございます。優先順位につきましては、建築年月日、利用頻度等を考慮いたしまして、施設を管理している担当部局において優先順位を決め、総合計画に位置づけられた事業につきまして当該年度の予算の範囲内で実施しているところでございます。

小規模な修繕につきましては、一般的に想定できない修繕につきましては、前年度並みに当初に予算化をしております。また、想定される修繕につきましては、各施設の担当部局から予算要求された段階で危険度等を判断したのものについては当初に予算措置をいたしまして、年度中に緊急を要

する事態が生じた場合につきましては補正予算で、また予算流用等で対応しているところがございます。今後につきましても、この方針、また手順を踏んで取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の道路特定財源についてでございますが、道路特定財源につきましては、道路を計画的に整備するために、自動車の利用者が道路整備の費用を負担するという考えのもと昭和29年に導入され、昭和49年からは立ちおくれた道路整備を推進するため本則の税率を引き上げ、暫定税率が適用され、それらが国と地方の道路整備のための重要な財源となっております。また、道路特定財源制度は、受益者である自動車利用者が利用の大小に応じて道路整備の費用を負担するため、合理性・公平性が高く、また計画的な道路整備のために必要な財源を安定的に確保できる制度であると認識しているところであります。

このような状況の中、暫定税率の適用期限が平成20年3月末に、自動車重量譲与税につきましては平成20年4月末に迫っておりまして、国におきまして見直しの議論がなされているところがございます。暫定税率の適用期限が予定どおり来年春にすべて切れた場合における本市への影響につきましては、議員御指摘のとおり、平成18年度の決算額から推計いたしますと、約2億円の減収が見込まれる状況でございます。本巢市がさらなる発展、飛躍するためには、東海環状自動車道の整備や国道・県道及び市道の整備といった道路網の整備が必要不可欠なことでございます。したがって、今後も道路特定財源に期待するところが大きいことから、情勢・動向に注視するとともに、引き続き暫定税率の堅持を強く国に求めていきたいと考えております。以上でございます。

[19番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

今、それぞれにお答えをいただきました。まず、補助金の見直しについてでございますが、あえてお話を申し上げるとするならば、補助金の見直しによって、直接的に市民の中で団体を構成する人たちは、減ったのと。じゃあ何で赤字のところには補てんがされるんでしょうかというような事が上がって実はきたところでもあります。それはやっぱり必要だからです。補助金というのは既得権みたいに考えちゃうんですね。私自身もそういう部分はあっても仕方がないなと思っています。だから、どうしても既得権という根底のところ、この団体にはこれだけ必要なんですよという、あなたのところはこれだけ必要なんですよと、でもこれだけしか出せませんよという団体の個々の、さっきの性質・性格、それから将来ビジョン、あるいは施策的に伸ばしていこうという部分から暫定的な問題も含めた部分のひざ詰めの担当者との話し合いがなければうまく理解されていけないという部分があるような気がするんです。多分、私がいろいろお話を聞いていても、減りますからお願いしますと言うと、「減りました」というお願いがあったという部分のところも幾つか団体としては私の耳に入ってきているんです。先ほど説明をするような話はしてあるよと。だから、減りますよという説明は行っているけれども、何で減るんだと、どういう算定で減るんだという説明が十分なされていないんじゃないかということがあるので、それはそれとして対応していただく

と同時に、今後の方向として、私が申し上げたように、それぞれの事業をそれぞれの担当者が総括する力を持ってほしい。持って市民、団体と話をしながら、お互いが理解し合える補助金制度にしていただけるとありがたい。非常な理想論を言っておりますが、できればその方向に向けて話し合いを進めていただけるとありがたいと思うが、その点について、ちょっと私のニュアンスと答弁が違っていたような気がするので、どうか、それぞれお伺いをしたいと思います。

それから、老朽化や危険度や緊急度の問題でやられていく場合の優先順位の問題で、私が一番懸念をしておる問題は、前年度並みの見方で物事を各部・担当課で見ていくから、漏れていくところが出てきているんじゃないかと指摘をしているわけです。前年度100万だったから今年度も100万の頭でいくと、修繕で落ちるところがあるということです。私が指摘しているのもどうもそれだというように認識をしているので、それでは落としたりしたところを拾い上げるためのチェックをやっぱり見ていただかないかならうと。だめだと言ったところを、どこが先かという。それを管財なり、執行部はお忙しいようですので、ただ単に予算的意味からいったら管財になるのかなあと思ったりもしているんで、そこでの判断の中で前年度並みを、いや今回は前年度並みではなくて、ここの修繕は優先順位でやって上げられる予算査定を当初でする努力をしていただきたいということで今回もお話をしている。だから、それが優先度だと。この問題は、本巢市の職員が管理している施設ばかりじゃないんですね、全部、本巢市の施設というのは。そうすると、どうしても遠慮しがちに、前年度並みだから私どもは最初にこれをやらしてもらわないかな、これはやらないかなけど後に残しておいて上げてきている部分があるんじゃないか。あったから今回僕がこの指摘をしているということなんです。というふうに感じていますので、前年度並みという問題は非常に大事なことですけれども、緊急度、老朽度、それから危険度という問題はそれを越えなきゃいけないんじゃないかというんで、また前年度並みで来年度もいかれるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、道路特定財源のことについてですけれども、私は全協のときに上下水道の関係で、今後の見通しのことを報告いただきまして、あわせてそのときに執行部にお願いをして財政の方の計画の方を見させていただきました。下水道の方から出してきた資料の中で、平成20年度で一般会計の繰入金額の予定額は7億7,500万、ところが財政の方から出てきたのは6億、それから平成28年度、10年後からいくと、下水道の方が9億6,700万の予定金額が出て、8億4,400万というような実は繰出金の差がございます。非常に財政的に厳しい中で、この補助金の見直しをされていることも大事なことだと思っています。ですが、もう一つ大事なものは、歳入をどうふやしていくかという問題。その中でどう企業を、あるいは地域の地場産業を高めていくかという問題も大事だろうということをお願いいたします。だから、先ほどブランド化ということを含めて、一時的にでもブランド化をするためには、販売促進用の補助金をつけてでもブランド化をすることによって市場を拡大していくなり、市場で優位に立てるような農産物の育成も大事だと。そのためには減らすばかりではなくて、一時的に政策としてやることも必要だろうというふうに考えています。そういった点についての補助金の問題もあるし、財政的には道路特定財源が減らされたということになると、収入が

減ってくるということは、幾ら歳出を抑えても限界が出てくるだろうというふうに考えます。だから、私自身は今回政党的な問題でいくとするなら、自民党の党员としては、何としても自民党政府与党に対してでも、この税率を先延ばししてでも地方の財政を守ってもらわないと、一般財源に大きな影響を及ぼしてくるというふうに考えていますので、何とか執行部も道路特定財源の税率の維持というものを考えてもいいですし、私も議会の一員としてこの部分は考えていきたいと考えています。その点について、市長の道路特定財源の考え方もお伺いをしたいと思いますし、副市長にお伺いをしたいのは、歳入をふやしていくというよりも地場産業とされている、今でいう農産物の柿とかイチゴとか水稲、あるいはほかにもあるいろんな農産物をさらにブランド化していくための補助金についてはアップもある見直しというものは考えていただけるのかどうか、その点についてお伺いをしたい。先ほど総務部長にお伺いしたのは、前年度並みという予算査定、これは市長の方針かもしれませんし、それはわからないですけれども、緊急度とか老朽度からいったら前年度並みではなくて、直接見ていただいた中で判断をしていく予算査定をお願いしたいと思っておりますが、その点について御意見を伺いたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

1点目の再質問につきまして、鷺見企画部長から答弁をお願いします。

○企画部長（鷺見良雄君）

十分説明がしてあるか、またその理由とか内容について説明がしてあるかということにつきましては、私どもとしては統一基準の内容、その他を十分職員から補助事業者に対して理解を求めるといふことしておりますので、まだまだ御指摘のようにそういう声が聞こえるとするならば、十分趣旨が伝わっていない部分があるかと思えます。再度その部分についても御説明申し上げ、理解を少しでもいただくよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

2点目、3点目につきまして、副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

1点目の補助金の見直し関係でございますけれども、実は手元に持ち合わせておりました資料の中での数字でございます。ちょっと古いんでございますが、現在市が市内の団体等、個人も含めましてですが、総数で約180弱の補助事業がございます。そういった補助事業すべてを、先ほど企画部長が申し上げましたように、検討委員会をつぶさに廃止も含めた厳しい見方をしてきたわけでございます。なぜそうなるかということでございますが、資料的には数字がちょっと古いんで申しわけないんですけれども、手元に持ち合わせております資料からは、平成17年度の実績でございますが、まず補助金と言われるものは約4億8,000万でございます。それから、負担金的なものが8,700万でございます。これらが、先ほど議員も御指摘のように、恒常的な、また既得権化しているものの中にはあるのではないかというような御指摘、まさにそのとおりの部分もございまして、投資的経費の方へ振り向けるための、最初の質問の中にも出ておりましたが、削減ありきという、そこまで厳

しい御指摘をいただきますと、そうばかりではないんですけれども、やはり経常的経費を少しでも見直していかなければならない市の財政状況下にございますので、今回職員でつくります検討委員会で行財政改革の方針のもとに見直しをさせていただいたということでございます。

そこで具体の例として、二、三のお話がございますが、十分に補助団体等への説明がなされておるのかというところでございますが、その部分につきましては、企画部長が申しあげましたように、説明が十分でなかったものについては、やはり話し合いを引き続きさせてもらわないかと思いますし、そんなところで、この補助金につきましては、全体として非常に大きな経費が毎年度経常的にかかってきておりますし、人件費等々で抑えられる部分につきましても限度がございますので、やはり合併当時の引き続いたものを補助率、あるいは対象事業、そこまで踏み込んで見直しをさせていただいた結果が、現場の方で少々混乱を来したというところの御意見を吸い上げての御発言というふうに思っておりますが、企画部長が申しあげましたような、そういう対応をしていかなければならないのかなあというふうに今の議論の中で思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点は施設の修繕関係でございますが、先ほど前年度並みのところのお話ございましたけれども、これはあくまでも小修繕に係る部分の市の当初予算に対する考え方を申し上げておるわけでございますね。したがって、例えば個別に危険度、重要度、緊急度、こういったものにつきましては、予算査定の中で考えていかなければならないというふうなことも思いますので、このあたりのところは、先ほど第1回目の御質問のときの基本的な考え方、それから小修繕につきましては、4月1日に修繕を必要とするものが生ずるおそれもありますので、そういったもので前年度並みの予算をとりあえず置いておいて緊急に対応する。さらに、それ以外に重要なもの、危険度のあつるもの、緊急度のあつるもの、こういったものについては別に査定をいたしますので、そのあたりで御理解をいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（瀬川治男君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

道路特定財源につきましての御質問に対しましてお答えをいたします。

道路特定財源の堅持は、私どもとしましても最大の課題であり、ぜひとも堅持をしていただきたいという考え方でございます。自動車社会の中にあつて、道路の整備は地域住民の方々の利便性の上でも、あるいは経済活動の上でも、なくてはならない社会基盤であると思つておる次第でございます。

これは東海環状自動車道の東回り線では申しあげるまでもないんですが、ああいう効果も出ております。また、本巢市も市になりましてから、南北43キロというところに1本しか貫通した道路がないという、157号線のみということで、これにつきまして皆様方の御配慮で西部連絡道路をつけていただいたわけでございます。19年度で完成する予定でございましたが、諸事情で1年おくれの20年度完成というような形になりまして、残る糸貫北部から本巢地域にかけましての整備をやつて

20年度には完成すると思います。これによりまして、北部の方も流通がしやすくなるわけでございますし、この地域の方も非常に便利になるということございまして、大変この道路の整備はよかったというふうに感じていただいている方が多いと思います。それ以上に、まだまだ市の幹線道路計画も今計画づくりをしているところですが、整備をしていかなきゃいかんという状況にあるわけでございますが、議員御指摘のように、財源は大変大きな影響を与えるものでございます。おっしゃった数字、まさに2億円の減、暫定税率が廃止になると2億円の減になるということございまして、自動車重量譲与税が1億2,400万、地方道路譲与税が1,100万、それから自動車取得税の交付金が6,200万、合わせて2億円というものを本市の歳入の面で減になるということございまして、大変大きな収入源をもたらすものでございます。

あわせてこの折に申し上げますが、三位一体改革によりまして本市への影響を見て計算させたわけでございますが、16年から18年までの3ヵ年間で補助金が削減された額が3億8,600万、約3億9,000万でございますね、これだけの削減がされております。一方、税の譲与がございまして、この譲与分が4億3,000万あるわけでございます。この差を見ますと4,000万市が得をした格好になっていきますけれども、一方三位一体で地方交付税の削減がこの3年間で3億5,000万ございまして、トータルして4,000万の減という格好になってございまして、三位一体改革も地方の収入に対しましては非常に大きなしわ寄せになっているという中で、この道路特定財源が廃止になりますとさらに大きな影響を受けまして、普通建設ができなくなるというような状況になります。国におきましては、政府与党は向こう10年間、この暫定税率を維持していくという方針を決めましたが、ねじれ国会という中で、参議院で果たしてこれが通してもらえるものかどうかという心配があるわけございまして、そうした意味で、これは国会に強く要望をして道路特定財源の維持をするように、私も市長会としても努力して今までにもやってきておりますが、議員の皆様方もそうしたことを御配慮していただきまして対応していただければ大変ありがたいと思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

[19番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

今、るるお答えをいただきました。市長の方から特に道路特定財源にかかわってくる問題の、国会の非常に不安定な状況の中で、来年の4月1日になったら、あけてびっくりのようなお話になったときに本当に大丈夫かという心配もございまして、その点について、道路特定財源に対する問題については、一部の議員の中で国に意見書を出すという準備が今進めておるところでございます。財源がなかったらどうなるのかという問題は常について回ります。かといって、事業をそのままやってほしいというのは市民の要望でございます。もっと言うなら、ガソリンは安い方がいい。だから、暫定税率をやめて24円近く安くいければ市民は潤うわけですし、逆に言うとそれが経済の発展にもつながるという理論も成り立ちますが、一方で我々が行政側に要望している事業が大幅に財政

難に陥っていくということも事実でありますので、どっちを取るかという問題になってくるような気がいたします。しかし、行政を監視する立場、行政を担っていく立場からすると、どうしてもこの問題だけは避けて通れないというふうに私自身は判断しておりますし、そういった判断のもとに行動はしていきたいというふうに思っております。ですが、先ほどから何度も言っておりますけれども、歳入をふやす努力と歳出を減らす努力と両方をしなきゃならない。この努力はこれからもやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういった意味では本当に補助金ということによって企業をつくる、それから基盤産業を育成するという問題も大事な行政の仕事だと思いますし、それに力を注げる体制をつくっていくのも我々議員の、私自身も議員の仕事だというふうに思っておりますので、どうかひとつ健全財政を維持していけることを本巢市になってさらに願っております。これからの行財政改革はさらに厳しいものが求められていくだろうと思っておりますし、ある意味では大きな事業の見直しも迫られてきているし、利用料金、使用料の見直しもそんな遠くはないというふうにこの財政状況から見てもとれますので、適切なときに情報を公開していただき議論を深めながら、健全財政維持のために今後とも執行部と議論をしながら進めていきたいと考えております。どうか、今回の道路特定財源だけではなくて補助金のこともお話ししましたけれども、情報の公開がないとなかなか議論に進まないの、その点については執行部にはなるべく早い段階での情報の公開をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

12月21日金曜日、午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

